

## 新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業概要

### 1 事業概要

新型コロナウイルス感染症への対策において、医療機関の医療従事者や職員は、自らも感染するリスクがある厳しい環境の下で、相当程度心身に負担がかかる中、強い使命感を持って、業務に従事しています。こうした新型コロナウイルス感染症の拡大防止・収束に向けてウイルスに立ち向かい、患者の治療にあたる医療機関の医療従事者や職員に対し、慰労金の給付を行うもの

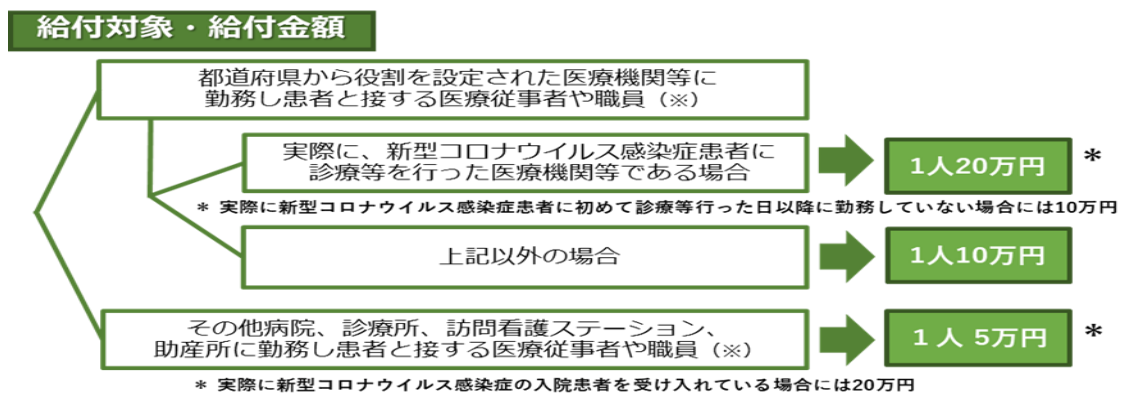
### 2 給付対象・給付金額

次の①から③の施設において、「患者（助産所においては妊産婦）との接触を伴い」かつ「継続して提供することが必要な業務」を行い、かつ、令和2年2月21日（金）から令和2年6月30日（火）までの期間に、10日以上勤務を行った医療従事者や職員が対象となります。 ※帰国者接触者外来指定医療機関に該当する場合は、帰国者・接触者外来を令和2年2月21日以前に指定を受けた場合は、指定を受けた日を始期とします。

（具体的な対象者および給付金額については、下図をご参照ください。）

- ① 医療機関（病院、医科診療所および歯科診療所）
- ② 訪問看護ステーション
- ③ 助産所

- ・新型コロナウイルス感染症に対する医療提供に関し、県から役割を設定された医療機関等に勤務し患者と接する医療従事者や職員に対し、慰労金として最大20万円を給付します。
- ・その他病院、診療所等に勤務し患者と接する医療従事者や職員にも、慰労金として5万円を給付します。



- ※ 対象期間（当該都道府県における新型コロナウイルス感染症患者1例目発生日又は受入日（新型コロナウイルスに関連したチャーター便及びクルーズ船「ダイヤモンドプリンセス号」から患者を受け入れた日を含む。）のいずれか早い日（岩手県は、緊急事態宣言の対象地域とされた4/16）から6/30までの間）に10日以上勤務した者が対象となります。
- ※ 一日当たりの勤務時間は問いませんが、年次有給休暇や育休等、実質勤務していない場合は、勤務日として算入しません。
- ※ 複数の事業所で勤務した場合は合算して計算します。

(補足) ※厚生労働省通知・質疑応答より

- ・ 患者との接触を伴う業務は、医療機関等における業務の実情に照らして判断いただくものであって、資格や職種による限定はなく、事務職なども対象となります。

例えば、病棟や外来などの診療部門で患者の診療に従事したり、受付、会計等窓口対応を行う職員は通常該当します。また、診療には直接携わらないものの、医療機関内の様々な部門で患者に何らかの応対を行う職員等は、医療機関における勤務実態等に応じて該当するものと考えられます。

一方、対象期間中はテレワークのみによる勤務や、医療を提供する施設とは区分された場所での勤務のみのように、患者と完全に接することのない環境で勤務していた場合は該当しません。

なお、「給付対象者」において、「患者（助産所においては妊産婦）との接触を伴い」としている「患者」とは、新型コロナウイルス感染症患者に限らず、他の疾病による患者も含まれます。「医療従事者や職員」には、医療機関等に直接雇用される職員のほか、派遣労働者、業務受託者の従事者を含みます。

- ・ 派遣労働者の他、業務受託者の労働者として当該医療機関において働く従事者についても、同趣旨に合致する場合には給付対象に含まれます。
- ・ 一日当たりの勤務時間は問いませんが、年次有給休暇や育休等、実質勤務していない場合は、勤務日として算入しません。
- ・ 複数の事業所で勤務した場合は、それぞれの事業所での勤務日を合算して計算します。
- ・ 勤務する医療機関（病院および診療所）は保険医療機関に、訪問看護ステーションは指定訪問看護事業者に限られます。なお、院外薬局および柔道整復師等の施術所は給付対象外です。
- ・ 慰労金の給付は、介護施設や障害施設等に勤務する者への慰労金を含め、1人につき1回に限られます。

### 3 申請期間

令和2年7月22日から令和3年2月28日までの期間。

受付時期は、毎月15日から当月末日までが受付期間となります。

### 4 申請先

申請は、原則として、宮城県国民健康保険団体連合会（以下、「国保連」という。）に提出してください。本県の当該事業における受託事業者であり、申請の受付と、給付決定後の慰労金の支払処理を行います。

### 5 申請方法等

医療従事者や職員の慰労金については、原則として、医療機関等が、医療従事者や職員から委任を受けて代理申請・受領を行っていただきます。

申請方法は、以下の3つの方法があります。

- ①国保連の「オンライン請求システム」（医療機関等が毎月の診療報酬請求事務で使用しているシステム）による申請 （原則）
- ②公益社団法人国民健康保険中央会の本事業専用の「WEB申請受付システム」による申請
- ③紙面による申請

（1）慰労金の代理申請・受領の委任状の収集

- ①患者に接する医療従事者や職員で、対象期間に10日以上勤務した者を特定した上で、慰労金の代理申請・受領の委任状を集めていただきます。委任状は医療機関等で保管します。  
※委任状の様式につきましては、申請様式のエクセルファイルに参考様式を掲載しておりますが、医療機関での独自様式をご利用いただいても構いません。
- ②その際、派遣労働者、業務委託受託者の従事者についても、派遣会社・受託会社と相談して、対象となる業務に10日以上勤務している者の一覧を提出してもらうなどにより、慰労金の対象者を特定した上で、慰労金の代理申請・受領の委任状を集めていただきます。委任状は医療機関等で保管します。

（2）申請書等の作成

申請書類は、県ホームページに掲載しております。（申請書類には厚生労働省で作成したマクロが組み込まれています。）申請書等へ必要事項を入力の上、オンライン請求システム、WEB申請受付システム、電子媒体（CD-R等）等により申請を行ってください。

また、入力等については、「医療機関等の申請マニュアル～医療機関用」を参考願います。

- ・医療機関等情報（様式第1号）
- ・給付対象内訳（様式第2号）
- ・給付対象内訳委託派遣分（様式第5号別紙） ※委託事業者への支払いがある場合
- ・都道府県宛給付申請書（様式第6号）
- ・各種委任状様式（該当する様式または医療機関の独自様式でも可能）※提出不要

（3）申請書書類の提出

- ①必要事項を入力後、提出用ファイルを出力
- ②-1 オンライン請求システムを利用する場合  
国保連のオンライン請求システムへログインし、①により出力したエクセルファイルをアップロード
- ②-2 ウェブ申請受付システムを利用する場合  
国保連ホームページから「WEB申請受付システム」にアクセスし、利用者登録後、①により出力したエクセルファイルをアップロード
- ②-3 電子媒体（CD-R等）の郵送

①により出力したエクセルファイルを電子媒体へ格納し、国保連合会へ郵送

※必ず診療報酬請求のファイルとは別の電子媒体に格納し、本事業に係るファイルが格納されたものである旨を明記して郵送すること

#### ②-4 紙媒体の郵送

①により記載した申請書等について、国保連合会へ郵送

郵送提出先住所：

〒980-0011 宮城県仙台市青葉区上杉1丁目2番3号

宮城県国民健康保険団体連合会 宛て

※「新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金事業 申請書在中」等と朱書きすること

(4) 個人による申請（上記5により、医療機関から申請を行うことができず、やむを得ず個人からの申請を行う場合）（※1）

（※1）退職者等で、該当医療機関等で把握が困難な場合等についても、可能な限り、上記5のとおり、該当医療機関等で取りまとめて申請してください。

やむを得ず、該当医療機関等で取りまとめて申請することができない場合に限り、個人による申請を行ってください。

次の書類を以下の送付先へ郵送してください。※持参による提出はお控えください。

・個別申請書

・添付書類 身分証明書、口座番号等が確認できる書類

郵送提出先住所

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号

宮城県 医療政策課 医務班

※送付用の封筒の表面に「新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金事業 申請書在中」と朱書きするなどしてください。

## 6 申請後の流れ

(1) 申請内容の審査、給付決定通知の送付

県の審査完了後、内容に問題等が無ければ、給付決定通知を送付します。

(2) 慰労金の支払い

給付決定通知後、国保連より、医療機関等にまとめて慰労金の振込を行います。

申請月の翌月末頃の振込となります。

（個人による申請の場合、県より慰労金の振込を行います。）

なお、受付開始直後は申請が非常に込み合うことが予想されますので、申請いただいてから入金までに、2か月程度を要することがあります。

### (3) 精算事務

医療機関等は、派遣労働者や業務受託者等を含めて、医療従事者や職員への慰労金の給付が終わった後、振込み等が確認できる書類等を県に提出していただきます。

#### ①提出書類

- ・実績報告書（様式第8号）
- ・実績報告（様式第7号）
- ・医療従事者一人ひとりに申請額と同額の慰労金の給付が行われていることが確認できる書類，要した振込手数料が確認できる書類（銀行口座への振込の場合のファームバンキングの振込記録，現金での受け渡しの際の自署または押印された受領簿 等）

#### ②提出期限

医療従事者や職員への給付が完了した日から概ね1か月以内または令和3年4月9日（金）のいずれか早い日までに提出してください。

#### ③提出先

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号

宮城県 医療政策課 医務班

※送付用の封筒の表面に「新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金事業 実績報告書 在中」と朱書きするなどしてください。